

# はくざん 通信

第16号

## 医療費の還付制度

2001.9.5

### 高額療養費支給制度について

高額療養費は還付される

ことをご存知ですか？

申請により医療費の

一部が払い戻されます。



医療法人 社団 誠療会

なるお

成尾整形外科病院

〒862-0958 熊本市岡田町12-24

電話：096-371-1188

ファックス：096-366-9923

ホームページ：<http://naruoseikei.com/>

あるいは <http://www.naruoseikei.com/>

## 高額療養費支給制度について

同一の月に同一の医療機関での保険診療分自己負担金が、一定の金額（自己負担限度額）を超えたとき、その超えた分が高額療養費として支給（払い戻し）されます。

### 1. 1か月あたり自己負担限度額（平成13年1月1日診療分から）

| 対 象            |                     | 自 己 負 担 限 度 額   |
|----------------|---------------------|---|
| 住民税課税世帯        | 上位所得者               | 121,800円<br>なお、医療費が609,000円を超えたときは、超えた分の1%の額が上記金額に加算されます。 |
|                | 一般課税世帯<br>(上位所得者以外) | 63,600円<br>なお、医療費が318,000円を超えたときは、超えた分の1%の額が上記金額に加算されます   |
| 住民税非課税世帯(低所得者) |                     | 35,400円   |

\* 上位所得者とは、社会保険では標準報酬月額56万円以上、国保加入者の場合事業所得で年間670万円を超える世帯をいいます。

\* 住民税の申告をしていない場合は収入が少なくても上位所得世帯で扱います。必ず申告をしてください。

\* 医療費とは、保険診療の対象となった医療の自己負担分と保険負担分の合計で、食事代・差額ベッド代等は含みません。

### (例) 医療費が100万円のときの自己負担限度額と国保での支給額の計算式

|           |             |  |
|-----------|-------------|--|
| 上位所得者     | 【限度額】       | $121,800円 + (1,000,000円 - 609,000円) \times 1\% = 125,710円$ |
|           | 【支給(払い戻し)額】 | $1,000,000円 \times 30\% - 125,710円 = 174,290円$             |
| 一般        | 【限度額】       | $63,600円 + (1,000,000円 - 318,000円) \times 1\% = 70,420円$   |
|           | 【支給(払い戻し)額】 | $1,000,000円 \times 30\% - 70,420円 = 229,580円$              |
| 住民税非課税世帯等 | 【限度額】       | 35,400円  |
|           | 【支給(払い戻し)額】 | $1,000,000円 \times 30\% - 35,400円 = 264,600円$              |

30%は、医療機関での国保の保険診療分自己負担割合です。社保や、退職者医療制度が適用されている本人は入院・外来とも20%、被扶養者は入院のみ20%で計算してください。

## 2. 過去12ヶ月に4回以上高額療養費が支給されているとき

同じ世帯で過去12ヶ月に4回以上高額療養費が支給されるとき、4回目からの自己負担限度額は次のとおりとなります。

(1%の加算はなくなります)

| 区分    | 自己負担限度額 |
|-------|---------|
| 上位所得者 | 70,800円 |
| 一般    | 37,200円 |
| 低所得者  | 24,600円 |

## 3. 同一世帯(同一保険証)で2人以上がそれぞれ30,000円以上のとき(世帯合算)

同じ世帯で同じ月に30,000円(住民税非課税世帯は21,000円)以上の自己負担が2件以上あるときは合算します。そして、この合算額が1.の対象世帯の自己負担限度額を超えたときは、その超えた分が高額療養費として支給されます。

申請により超えた額について払い戻しが受けられます。

### 【申請手続きに必要なもの】

保険証・病院や診療所での領収書・世帯主の口座番号・(印かん)など

(領収書の負担金額に注意して63,600円以上の時は各窓口にお問い合わせ下さい。)

### 【対象となる自己負担額の計算方法】

(1)月ごとに計算

月の1日から末日までの受診を1ヶ月として計算します。

(2)病院・診療所ごとに計算

1ヶ月に2つ以上の病院・診療所へ同時にかかっている場合は、それぞれに分けて計算します。

(3)診療科ごとに計算

旧総合病院の各診療科については、1つの病院等として取り扱います。また、歯科の場合もこれに準じます。

(4)入院と通院

同じ1つの病院でも入院と通院は別々に計算します。

(5)高額療養費の対象とならないもの

入院時に負担する食事代の負担金や個室に入った場合の差額ベッド料などの保険適用をされない負担は対象とはなりません。

老人医療受給の方については除きます。

**高額療養費支給制度は申請しないと支給されません。また、申請してから実際に支給を受けるまでに3ヶ月程度かかります。**

保険給付(払い戻し)は、**2年で時効になります**のでご注意ください。

## 請求・申請

医療保険の種類によって、市町村役場(国民健康保険担当課)・社会保険事務所・各健康保険組合で行ってください。

**高額療養費支給申請書を提出することが必要です。**

なお、高額療養費の支給までの間、一部負担金として支払う額の一定額を貸し付ける制度もありますので**各窓口でお問い合わせください。**

ただし、個室に入った場合の差額ベット代や、入院時の食事代、高度先進医療の技術料などは、高額療養費の支給対象になりません。その分は自己負担になります。

### 【問い合わせ先】

**各社会保険事務所、健康保険組合  
市(区)役所・町村役場の  
国民健康保険担当課**